

平成 21 年 10 月 23 日

「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査
－物品調達を中心として－」の実施

総務省行政評価局では、総務大臣の指示を受けて緊急実態調査を本日から実施することいたしましたので、その概要をお知らせします。

○ 調査の趣旨

本調査は、契約の競争性確保の徹底を図る観点から、一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に実施するものです。【詳細は別紙参照】

○ 問題情報の提供先（「[契約監視通報ポスト](#)」）の設置

総務省ホームページにより、広く国民の皆様から国の物品の入札に関する問題情報を募集します。

[URL : http://www.soumu.go.jp/menu_syokai/bosyu/keiyaku.html]

【連絡先】

総務省行政評価局競争契約適正化プロジェクトチーム

担当：評価監視官 平野

調査官 城代

電話(直通) : 03-5253-5469

FAX : 03-5253-5464

「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査 －物品調達を中心として－」の実施

平成 21 年 10 月 23 日
総務省行政評価局

1 背景事情

公共調達に係る契約について、各府省は、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」の申合せ(平成 18 年 2 月及び 19 年 11 月)に基づき、競争性のない随意契約を一般競争契約等に移行するなどの取組を推進中。

しかし、2 者以上の応札があった契約の中にも、実質的には随意契約と変わらないなど競争性が確保されていないものがあるのではないかなどの指摘

2 調査の趣旨

本調査は、以上のような状況を踏まえ、契約の競争性確保の徹底を図る観点から、一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に実施

3 調査対象

全府省の物品調達に係る一般競争契約のうち、平成 21 年度上半期分を中心として、汎用性のない物品に係る契約であって、高落札率(90%以上)かつ、応札者数が 2 者以上のものを抽出し、これを対象に調査。

その際、民間有識者の知見も活用

4 問題情報の募集

総務省のホームページにおいて、広く国民の皆様から本調査に関する問題情報を募集（「契約監視通報ポスト」の設置）

5 調査時期

平成 21 年 10 月～11 月

6 調査実施体制

行政評価局に、10 人程度から成るプロジェクトチームを設置して、直ちに調査を開始